

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 2 月 15 日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600310 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600150 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年8月9日は44万7,000円、同年12月29日は48万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月9日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月9日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月

A社において、請求期間①及び②に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

調査の上、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時の元経理事務担当者から提出された賞与支給額を確認できる請求期間①に係る「平成15年8月夏賞与支給にあたって」及び請求期間②に係る「平成15年12月冬賞与支給にあたって」、複数の同僚から提出された賞与明細書(写)並びに元経理事務担当者の陳述から、請求者は、請求期間①に44万7,000円、請求期間②に48万9,174円の賞与の支払を受け、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、上記の元経理事務担当者の陳述及び同僚の賞与明細書(写)から、請求期間①は平成15年8月9日、請求期間②は同年12月29日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主から回答を得られない上、元取締役は、平成15年8月9日及び同年12月

29 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1600345 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (厚) 第 1600151 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額を、平成 15 年 8 月 9 日は 7 万 1,000 円、同年 12 月 29 日は 12 万 4,000 円に訂正することが必要である。

平成 15 年 8 月 9 日及び同年 12 月 29 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成 15 年 8 月 9 日及び同年 12 月 29 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 15 年 8 月
② 平成 15 年 12 月

A 社において、請求期間①及び②に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

調査の上、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第 3 判断の理由

請求期間当時の元経理事務担当者から提出された賞与支給額を確認できる請求期間①に係る「平成 15 年 8 月夏賞与支給にあたって」及び請求期間②に係る「平成 15 年 12 月冬賞与支給にあたって」、複数の同僚から提出された賞与明細書 (写) 並びに元経理事務担当者の陳述から、請求者は、請求期間①に 7 万 1,780 円、請求期間②に 12 万 4,509 円の賞与の支払を受け、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、上記の元経理事務担当者の陳述及び同僚の賞与明細書 (写) から、請求期間①は平成 15 年 8 月 9 日、請求期間②は同年 12 月 29 日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主から回答を得られない上、元取締役は、平成 15 年 8 月 9 日及び同年 12 月

29 日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600354号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600152号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成15年8月9日は36万7,000円、同年12月29日は39万6,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月9日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月9日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和36年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月29日

A社において、請求期間①及び②に賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

調査の上、請求期間①及び②に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求期間当時の元経理事務担当者から提出された賞与支給額を確認できる請求期間①に係る「平成15年8月夏賞与支給にあたって」、複数の同僚から提出された賞与明細書(写)及び元経理事務担当者の陳述から、請求者は、請求期間①に36万7,000円の賞与の支払を受け、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①の賞与支給日については、上記の元経理事務担当者の陳述及び同僚の賞与明細書(写)から、平成15年8月9日とすることが妥当である。

請求期間②について、請求者から提出された賞与明細書(写)により、請求者は、請求期間②に39万6,879円の賞与の支払を受け、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かに

については、元事業主から回答を得られない上、元取締役は、平成15年8月9日及び同年12月29日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1600314号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1600153号

第1 結論

請求者のA社における平成15年8月9日及び同年12月29日の標準賞与額を50万1,000円に訂正することが必要である。

平成15年8月9日及び同年12月29日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年8月9日及び同年12月29日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成15年8月
② 平成15年12月
③ 平成16年8月
④ 平成16年12月

A社において、請求期間①から④までに賞与が支払われ、厚生年金保険料が控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。

調査の上、請求期間①から④までに係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①及び②について、請求期間当時の元経理事務担当者から提出された賞与支給額を確認できる請求期間①に係る「平成15年8月夏賞与支給にあたって」及び請求期間②に係る「平成15年12月冬賞与支給にあたって」、複数の同僚から提出された賞与明細書(写)並びに元経理事務担当者の陳述から、請求者は、請求期間①に50万1,000円、請求期間②に50万1,893円の賞与の支払を受け、当該支給額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の賞与支給日については、上記の元経理事務担当者の陳述及び同僚

の賞与明細書（写）から、請求期間①は平成15年8月9日、請求期間②は同年12月29日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、元事業主から回答を得られない上、元取締役は、平成15年8月9日及び同年12月29日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

- 2 請求期間③及び④について、i) 当該期間の賞与の支給及び厚生年金保険料控除については、元事業主から回答を得られない上、元取締役は、当該期間に係る賃金台帳等の資料を保存していないため、不明である旨を回答していること、ii) 上記の元経理事務担当者は、当該期間の賞与支給額等を確認できる資料を所持していない旨を陳述していること、iii) 請求者は、当該期間に係る賞与の支払額等を確認できる賞与明細書等の資料を所持していないことから、請求者の当該期間に係る賞与支払額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

このほか、請求者の請求期間③及び④における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間③及び④に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。